

1 補助対象となる補整具について

質問	回答
対象となるのは、どのようなウィッグですか？髪の毛が付いている帽子がありますが、対象となりますか？	対象となるウィッグは全頭タイプのもの（装着のための頭皮用保護ネットを含む）に限ります。ただし、全頭タイプのウィッグに類似した、 <u>全面に毛髪のついた帽子は対象としています。部分的なウィッグや、一部毛髪のついた帽子は対象外です。</u>
ウィッグの付属品（ウィッグのスタンド等）や日常的なケア用品（クリーナー、リンス、ブラシ等）は、対象となりますか？	対象となりません。ウィッグ本体（頭皮保護用ネット含む）が対象です。
ウィッグを自作。この場合の材料費は対象となりますか？	対象となりません。ウィッグ購入費用が対象となります。
ウィッグをレンタルして使用する場合、その費用は対象となりますか？	対象となりません。ウィッグ購入費用が対象となります。
乳房（胸部）補整具はどのようなものですか？	<u>胸部のがん術後の方の、胸部を補整する補整下着や補整パッド、人工乳房等のことです。ただし、シリコン等を体内へ挿入する際の費用や、体型維持のための補整具は対象外です。</u>
胸部補整具は、乳がんによるものに限られますか？例えば、皮膚がんにより乳房を切除した場合は対象となりますか？	乳がん以外でも、がん治療による外見の変化をカバーする胸部補整具であれば対象となります。
左右の乳房を切除したため、乳房パッドを2枚購入した。この場合、2枚とも対象となりますか？	対象となります。ただし、助成上限額は3万円までとなります。また、がん治療により、左右の乳房を切除したことがわかる書類を提出いただく必要があります。
乳房再建手術を行ったが、その費用は対象となりますか？	対象となりません。胸部補整具の購入費用が対象となります。
対象となる補整具は、1人1つですか？	購入される個数は問いませんので、複数購入されたものをまとめて1回で申請することは可能です。 ただし、申請できるのは補整具の種類（①ウィッグ、②胸部補整具）ごとに1人1回で、補助額は購入費の合計額の1/2の額（千円未満切り捨て）で上限3万円です。

2 補助対象経費について

質問	回答
補整具を購入する際にかかった消費税は対象となりますか？	対象となります。補助対象額は、「本体価格＋消費税」です。
補助を受けられる回数は何回ですか？	補整具の種類（①ウィッグ、②胸部補整具）ごとに1人1回です。
通信販売で購入し、送料や振込手数料がかかった場合は対象となりますか？	送料や振込手数料は対象となりません。
各種ポイントを利用して購入した場合、ポイント利用分も対象となりますか？	値引きとしての扱いになるので、ポイント利用分の額は対象外となります。

3 補助対象者について

質問	回答
補整具の購入時に綾川町に住所を有していればよいですか？	申請時において、綾川町に住所を有することが必要です。
がんの治療を受けていることはどのように確認するのですか？	がん治療（手術、薬物療法、放射線治療等）を受けていることを証明する書類を提出してください。（医療機関が発行する領収書の診療明細書、治療計画書、お薬手帳など）これらの書類に、補助対象者の氏名が記入されている必要があります。
過去にがん治療を受けており、現在の脱毛はがん治療に起因するもの。現在、がん治療は終了しているが、補整具を購入する場合、対象となりますか？	対象となります。過去にがん治療を受けていたことを確認できる書類を提出してください。
「申請を行う補整具に対して、他の補助金等を受けていない」とは、具体的にどのような場合ですか？	「申請を行う補整具」は補整具の種類（①ウィッグ、②胸部補整具）で捉えます。例えば、過去にウィッグAについて他の補助金等を受けている場合は、新たに購入した別のウィッグBについて補助金の申請を行うことはできません。
補助対象者が亡くなった場合でも、申請は可能ですか？	補助対象者が亡くなった場合でも申請可能です。 下記の条件を全て満たす場合に可能とします。 ・死亡日時時点で綾川町に住民票を有していたこと ・法定相続人（複数いる場合は、そのうちの代表者）による申請であること ・補助対象品の購入日から1年以内の申請であること（ただし、亡くなる前に購入したものに限り） 【提出書類】 ・補助対象者と申請者（法定相続人）が別世帯に限り、補助対象者と申請者の家族関係が確認できる書類（補助対象者の氏名、申請者の氏名、続柄が確認できるもの） 例）死亡届の写し、会葬礼状、戸籍謄本のコピーなど ※補助対象者と申請者が同一世帯の場合は、提出不要

4 申請について

質問	回答
申請書や請求書に押印は必要ですか？	押印の必要はありません。※債権者登録申請書には押印が必要です。
領収書にはどのような記載が必要ですか？	①購入日、②品名（補助対象となる補整具であることがわかる記載）、③金額、④購入者氏名の全てが記載されているものを提出してください。
領収書の品名は具体例にどのような記載が必要ですか？	「医療用ウィッグ（全頭用）代として」や「胸部補整具代として」など、全頭用ウィッグや胸部補整具であることが分かる記載が必要です（型式の記載があれば望ましい）。 「日用品代として」や「ヘアグッズ」、「ブランド名のみ」などの記載は、補助対象となる補整具であることが分からないため、追加資料の提出をお願いする場合があります。
領収書の宛名が対象者本人ではない場合に、必要な書類はありますか？	追加書類として、対象者からの申立書（「誰々（続柄が必要）が購入した医療用ウィッグ（または胸部補整具等）は、自分の物で間違いなし」等）を提出してください。
インターネット（クレジットカード決済）で購入したため、領収書がない場合はどうしたらよいですか？	まずは購入店に領収書の発行をお願いしてください。 領収書の発行が難しい場合は、領収書と同等の内容の記載（①購入日、②品名（補助対象となる補整具であることがわかる記載）、③金額、④購入者氏名）の全てが確認できるものを提出してください。 （例：クレジットカードの利用明細書＋お買い上げ明細書等の写し）

5 補助金の振込について

質問	回答
申請後いつ頃に振り込まれますか？	<p>申込書の受付後、内容を審査し、交付する場合は交付決定通知書をお送りします。</p> <p>交付決定日から、30日以内に補助金を振り込みます。</p> <p>なお、交付できない場合（申請書類等に不備があり、町から申請者への連絡が取れない又は町からの連絡に対し申請者の対応がない状態が1か月を超える場合も含みます。）は、その旨を文書でお知らせし、申請書類等はお返します。</p>
申請者へ振り込みの連絡はありますか？	交付決定通知書とあわせて、振り込み時期についてお知らせする文書を申請者あて送付します。